

規制シート(様式)

190194700620001

平成29年1月

規制の名称	内航海運組合の調整規程の認可	所管府省	国土交通省
根拠法令等	内航海運組合法(昭和32年法律第62号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	海事局内航課長 池光 崇
規制目的	内航海運事業を営む者が、その経済的地位の改善を図るため内航海運組合を結成することができるようにし、もって内航海運事業の安定を確保し、国民経済の健全な発展に資すること		
規制内容の概要	内航海運組合は、組合員が保有する内航運送の用に供される船舶の船腹の調整の事業を行うおとすときは、その内容、実施の方法等を定めた規程を国土交通大臣に提出して認可を受けなければならない。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	平成13～14年度に「内航海運のあり方—内航海運暫定措置事業の今後の進め方—」について政策レビューを実施 http://www.mlit.go.jp/common/000043145.pdf
規制を維持、改革又は新設する理由	内航海運組合の行う調整事業については、その組合員たる資格を有する内航海運業を営む者の競争が正常の程度をこえて行われているため、その内航海運業を営む者の事業活動に関する取引の円滑な運行が阻害され、その相当部分の経営が著しく不安定となっている場合に限られている。そのため、調整事業に係る行為については、厳格な審査が必要であり、調整事業に関する調整規程の設定及び変更について認可制としていることから、最低限の規制として引き続き現行の制度を維持する必要がある。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		